

条 例 議 案 の 概 要

—平成30年9月定例会—

目 次

議案第 92 号 盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について ······	1
議案第 93 号 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について ······	3
議案第 94 号 盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例について ······	8
議案第 95 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について ······	10
議案第 96 号 盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について ······	12
議案第 97 号 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について ······	14
議案第 98 号 盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について ······	18

選挙管理委員会事務局

議案第 92 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 142条第11項の規定に基づき、市議会議員の選挙における選挙運動用ピラについて、一定の金額の範囲内で無料で作成することができることとしようとするものである。

2 改正の内容

選挙運動用ピラを無料で作成できる候補者に市議会議員の選挙の候補者を加えることとし、当該候補者 1 人につき、7 円51銭に当該選挙運動用ピラの作成枚数（当該作成枚数が 4,000枚を超えるときは、4,000枚）を乗じて得た金額の範囲内で、当該選挙運動用ピラの作成について無料とすることとする。

3 施行期日

平成31年 3月 1 日

盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例 平成6年9月30日条例第31号 改正 略 <u>平成30年9月 日条例第 1号</u> 盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例 第1条 略 (選舉運動用自動車の使用の公営) 第2条 市議会議員及び市長の選舉における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選舉の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、法第141条第1項の自動車(以下「選舉運動用自動車」という。)を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 第3条から第5条まで 略 (選舉運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者_____は、7円51銭に法第142条第1項第6号のビラ(以下「選舉運動用ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める選舉の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選舉の区分に応じた枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例 平成6年9月30日条例第31号 改正 略 盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例 第1条 略 (選舉運動用自動車の使用の公営) 第2条 市議会議員及び市長の選舉における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選舉の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、法第141条第1項の自動車(以下「選舉運動用自動車」という。)を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 第3条から第5条まで 略 (選舉運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者(市長の選舉の場合に限る。)は、7円51銭に法第142条第1項第6号のビラ(以下「選舉運動用ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める_____枚数を超えるときは、_____に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(選舉運動用ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を委託する者との間において選舉運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選舉運動用ビラの作成における公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を委託する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭)に当該選舉運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選舉の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を委託する者からの請求に基づき、当該ビラの作成を委託する者に対し支払う。 第9条から第12条まで 略 附 則 略 附 則(平成30年条例第 1号) 1. この条例は、平成31年3月1日から施行する。 2. 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選舉における選舉運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選舉について適用し、同日の前日までにその期日を告示された市議会議員の選舉については、なお従前の例による。</p>	<p>(選舉運動用ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を委託する者との間において選舉運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (選舉運動用ビラの作成における公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を委託する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭)に当該選舉運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める_____枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を委託する者からの請求に基づき、当該ビラの作成を委託する者に対し支払う。 第9条から第12条まで 略 附 則 略</p>

議案第93号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域再生法（平成17年法律第24号）等の改正に伴い、東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備した認定事業者に対する固定資産税の課税の免除に関し必要な事項を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 移転型事業に係る固定資産の課税免除について

ア 対象となる固定資産

地方活力向上地域内において、地域再生計画が公示された日から平成32年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が、当該認定の日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新設又は増設を行った特別償却設備及び当該特別償却設備である家屋又は建築物の敷地である土地（以下「特別償却設備等」という。）のうち、東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）に係るものが対象となる。

イ 課税免除の適用期間

特別償却設備等を事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限ることとする。

ウ 課税免除の申請手続等

不均一課税の手続と同様とすることとする。

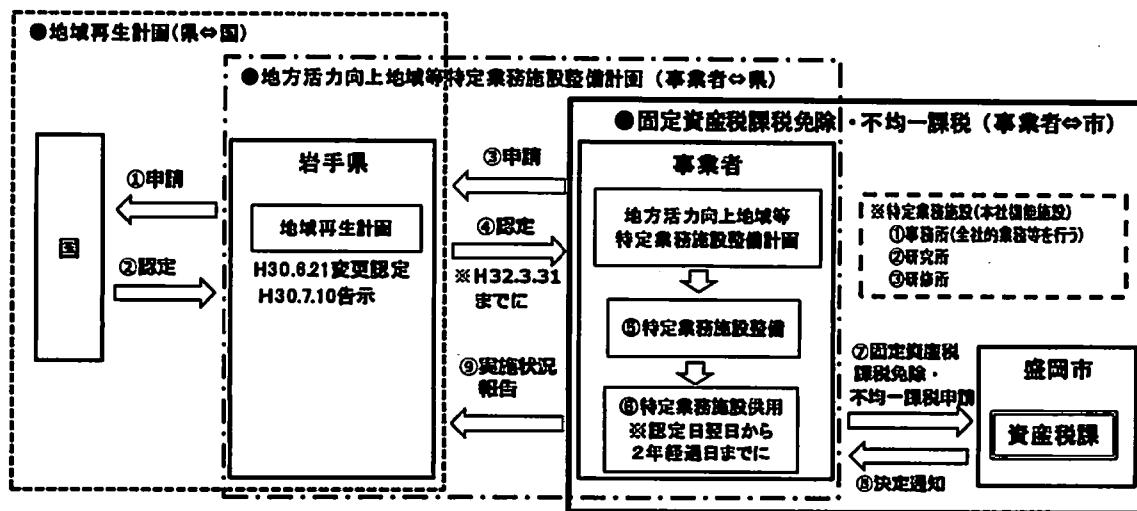
(2) 不均一課税の対象となる固定資産の範囲等の変更について

不均一課税の対象としている特別償却設備等から移転型事業に係るものと併せて、事業者が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を、平成30年3月31日から平成32年3月31日に改める。

3 施行期日

公布の日

1 本社機能の移転・拡充支援に係る事業スキーム（固定資産税）



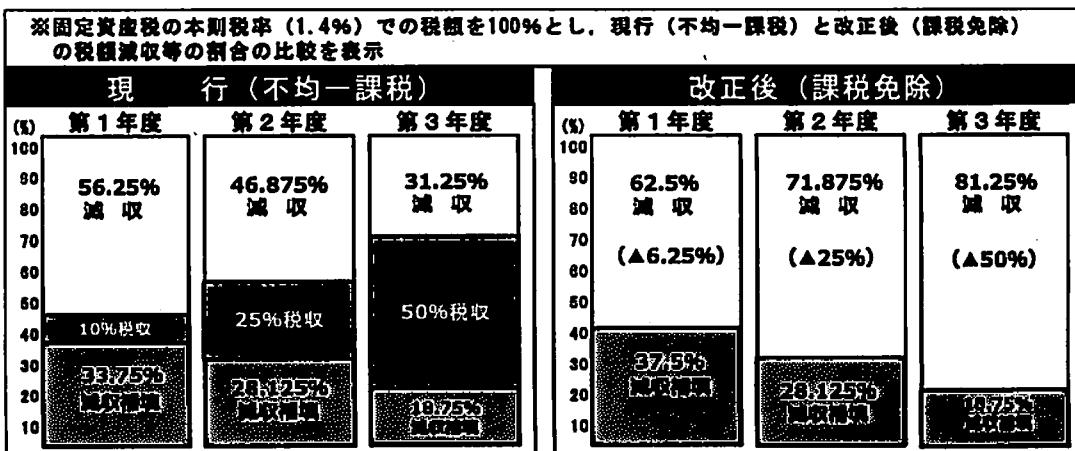
2 盛岡市における地方活力向上地域

指定区域		区域設定の基準
移転型 事業	北飯岡一丁目 ほか37区域	①企業立地促進法に基づく重点促進区域 ②特定区域における産業の活性化に関する条例に基づく特定区域 ③岩手県産業再生復興推進計画における復興産業集積区域 ④岩手流通センターの区域(流通センター北一丁目全体) ⑤第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域
拡充型 事業	北飯岡一丁目 ほか50区域	「移転型事業」の区域のうち、現時点で企業の立地及び集積がある区域

3 現行と改正後の税率比較

年度	現行条例の固定資産税税率 (本則税率=1.4%)			条例改正後の固定資産税税率 (本則税率=1.4%)			
	第1年度 (軽減割合)	第2年度 (軽減割合)	第3年度 (軽減割合)	第1年度 (軽減割合)	第2年度 (軽減割合)	第3年度 (軽減割合)	
移転型 事業	0.140% (1/10)	0.350% (1/4)	0.700% (1/2)	0%	(課税免除)	0%	(課税免除)
拡充型 事業	0.140% (1/10)	0.467% (1/3)	0.933% (2/3)	0.140% (1/10)	0.467% (1/3)	0.933% (2/3)	

4 現行と改正後の税収比較（移転型事業）



改正後	改正前
同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた <u>地方活力向上地域等特定業務施設設備償付制度</u> に従って	同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた <u>地方活力向上地域等特定業務施設設備償付制度</u> に従って <u>特定業務施設の用に供する減価償却資産(所外税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連絡法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)</u>
特別償却設備(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、	を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。 <u>以下「特別償却設備等」という。</u> に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度間において、次表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中間に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。
第1年度	
以後3年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。	

特別償却設備等	年度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる第1年度		100分の0.14
げる事業に係るもの	第1年度の翌年	100分の0.467
	度	
	第1年度の翌々年	100分の0.7
	年度	

改正後	改正前
(1) 第1年度 100分の0.14 (2) 第1年度の翌年度 100分の0.467 (3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933 (課税免除等の申請) 第4条 前2条の規定により課税免除又は不均一課税(以下「課税免除等」という。)の適用を受けようとする者は、第1年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請しなければならない。 (課税免除等の決定等) 第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、課税免除等の可否を決定するものとする。 2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。 (課税免除等の取消し) 第6条 市長は、前条第1項の規定により課税免除等の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除等の決定を取り消すことができる。 (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。 (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 (他の条例との関係) 第7条 第2条又は第5条の規定により課税免除等の適用を受けた家屋、構築物、償却資産及び土地については、他の条例の規定による課税免除等の適用を受けることができない。	法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第1年度 100分の0.14 第1年度の翌年 100分の0.467 度 第1年度の翌々年 100分の0.933 年度 (不均一課税の申請) 第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、第1年度の初日の属する年の1月31日までに、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、市長に申請しなければならない。 (不均一課税の決定等) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、不均一課税の可否を決定するものとする。 2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。 (不均一課税の取消し) 第5条 市長は、前条第1項の規定により不均一課税の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税の決定を取り消すことができる。 (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。 (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 (他の条例との関係) 第6条 第2条又は第5条の規定により不均一課税の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

改正後	改正前
<p>(委任) <u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則(平成30年条例第一号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(委任) <u>第7条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略</p>

議案第94号

盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

手数料の額の算定に関し通所サービスを受けた者の所得の額に応じて定める区分に新たな区分を設け、その区分に該当する場合の手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、同法に規定する居宅サービス等を受けた者の所得の額が同令第22条の2第6項に定める額以上である場合に当該居宅サービス等に要する費用の額の100分の30に相当する額を当該居宅サービス等を受けた者の負担とすることとされたことに準じ、通所サービスの手数料の額の算定に関し通所サービスを受けた者の所得の額に応じて定める区分に、通所サービスを受けた者の所得の額が同項に定める額以上である場合を加え、この場合に徴収する手数料の額を、市長が定める通所サービスに要する費用の額に100分の30を乗じて得た額とする。

サービスに要する費用の利用者負担割合

本人の 合計所得金額	世帯（65歳以上の世帯員）の 年金収入+その他の合計所得金額		負担割合	
			改正前	改正後
220万円以上	単身	340万円以上	2割	3割
	2人以上	463万円以上		2割
	単身	280万円以上 340万円未満		2割
	2人以上	346万円以上 463万円未満		1割
160万円以上 220万円未満	単身	280万円以上		1割
	2人以上	346万円以上		1割
上記以外の者				

※生活保護受給者、中国残留邦人等への支援給付を受けている者と同一世帯に属する者は無料

3 施行期日

平成30年10月1日

盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市通所サービス手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 <u>平成30年9月 日条例第 1号</u> 盛岡市通所サービス手数料条例 第1条及び第2条 略 (手数料の徴収等) 第3条 通所サービスを受けた者から手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 通所サービスを受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料 (2) 通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第5項の規定により算定した当該通所サービスを受けた者の所得の額が同条第6項に定める額以上であるとき(同条第4項第2号及び第7項第1号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。) 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める通所サービスに要する費用の額(以下「算定額」という。)に100分の30を乗じて得た額 (3) 通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令_____第22条の2第1項の規定により算定した当該通所サービスを受けた者の所得</p>	<p>○盛岡市通所サービス手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 盛岡市通所サービス手数料条例 第1条及び第2条 略 (手数料の徴収等) 第3条 通所サービスを受けた者から手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 通所サービスを受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料 (2) 通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項の規定により算定した当該通所サービスを受けた者の所得</p>

改正後	改正前
<p>の額が同条第3項に定める額以上であるとき(同条第4項第1号及び第2号に掲げる場合並びに<u>前2号</u>に掲げる場合を除く。) _____ _____ _____ 定額_____に100分の20を乗じて得た額 (4) 前3号に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 第4条から第7条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 1号) 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市通所サービス手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に提供する通所サービスに係る手数料について適用し、同日前に提供した通所サービスに係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>の額が同条第3項に定める額以上であるとき(同条第4項第1号及び第2号に掲げる場合並びに<u>前号</u>に掲げる場合を除く。) 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める通所サービスに要する費用の額(以下「算定額」という。)に100分の20を乗じて得た額 (3) <u>前2号</u>に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>

議案第 95 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に係る建築物認定申請手数料及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

建築基準法の改正に伴い、新たに行うこととなる事務に係る手数料を次のとおり定める。

- (1) 建築物の敷地と道路との関係に係る建築物認定申請手数料 2万 7,000円
- (2) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料
 - ア 申請に係る延べ面積が 100平方メートル以下の場合 11万円
 - イ 申請に係る延べ面積が 100平方メートルを超え 500平方メートル以下の場合 13万円
 - ウ 申請に係る延べ面積が 500平方メートルを超える場合 16万円

3 施行期日

公布の日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																											
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>平成30年9月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により贈本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から14まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">14の2 建築基準法建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の認定に基づく申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">2万7,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定申請手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建築物の認定の申請に対する審査</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から14まで 略			14の2 建築基準法建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の認定に基づく申請手数料	2万7,000円		第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定申請手数料			建築物の認定の申請に対する審査			<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 别表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により贈本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から14まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から14まで 略								
手数料を徴収する事務	名称	金額																										
1から14まで 略																												
14の2 建築基準法建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の認定に基づく申請手数料	2万7,000円																											
第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定申請手数料																												
建築物の認定の申請に対する審査																												
手数料を徴収する事務	名称	金額																										
1から14まで 略																												

改正後	改正前
<p>15 建築基準法第43条建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査 第2項第2号との関係に係る建築の許可申請手数料</p> <p>3万3,000円</p> <p>16から35まで 略</p> <p>36 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等建築許可の申請に対する審査</p> <p>（1）申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 7万円 （2）申請に係る延べ面積が100平方メートルを超える500平方メートル以下の場合 9万円 （3）申請に係る延べ面積が500平方メートルを超える場合 12万円</p> <p>36の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等建築許可の申請に対する審査</p> <p>（1）申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 11万円 （2）申請に係る延べ面積が100平方メートルを超える500平方メートル以下の場合 13万円 （3）申請に係る延べ面積が500平方メートルを超える場合 16万円</p> <p>37から75まで 略</p>	<p>15 建築基準法第43条建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可申請手数料</p> <p>3万3,000円</p> <p>16から35まで 略</p> <p>36 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築許可の申請に対する審査</p> <p>（1）申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 7万円 （2）申請に係る延べ面積が100平方メートルを超える500平方メートル以下の場合 9万円 （3）申請に係る延べ面積が500平方メートルを超える場合 12万円</p> <p>37から75まで 略</p>

議案第 96 号

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い、盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（平成14年条例第39号）の規定を適用しない場合を追加しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の規定を適用しない場合に、国際的な規模の会議又は競技会の用に供する等の理由により 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、建築審査会の同意を得た上で市長の許可を受けて建築する場合を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 平成14年12月26日条例第39号 改正 略 平成30年9月 日条例第 1号 盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 目次 略 第1条及び第2条 略 (適用除外) 第3条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。ただし、第2号又は第3号に該当する場合において市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (1) 法第18条第1項に規定する建築物を建築する場合 (2) 法第85条第1項若しくは第2項に規定する建築物（同条第1項の災害により破損した建築物を除く。）又は同条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物を建築する場合 (3) 建築物を増築し、又は改築する場合において当該増築し、又は改築する部分が高さ10メートル以下であるとき。 (4) 敷地及び周囲の状況等により、紛争が生じるおそれがないと市長が認めた場合 第4条から第33条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 1号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 平成14年12月26日条例第39号 改正 略 盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 目次 略 第1条及び第2条 略 (適用除外) 第3条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。ただし、第2号又は第3号に該当する場合において市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (1) 法第18条第1項に規定する建築物を建築する場合 (2) 法第85条第1項、第2項及び第5項に規定する 建築物を建築する場合 (3) 建築物を増築し、又は改築する場合において当該増築し、又は改築する部分が高さ10メートル以下であるとき。 (4) 敷地及び周囲の状況等により、紛争が生じるおそれがないと市長が認めた場合 第4条から第33条まで 略 附 則 略</p>

議案第 97 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) サテライト型養護老人ホームの本体施設となる施設に、養護老人ホームを加える。
- (2) サテライト型養護老人ホーム（視聴覚障害者養護老人ホームであるものを除く。以下同じ。）については、主任生活相談員のうち1人以上は常勤の者でなければならないものとする基準を適用しないこととし、同施設の主任生活相談員については、常勤換算方法で、1人以上とすることとする。
- (3) 養護老人ホーム（視聴覚障害者養護老人ホームを除く。以下この(3)において同じ。）の看護職員について、1人以上は常勤の者でなければならないものとする基準を適用せず、常勤換算方法で1人以上とする基準を適用する対象に、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームを加える。
- (4) 養護老人ホームが本体施設である場合において、本体施設の栄養士等によりサテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、サテライト型養護老人ホームの栄養士等を置かないことができるものとする。

3 施行期日

平成30年10月1日

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正 略 <u>平成30年9月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第11条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第12条 奨護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、特別奨護老人ホームに併設する入所定員が50人を超えない奨護老人ホーム（併設する特別奨護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該奨護老人ホームの効率的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を第三者に委託する奨護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備</p> <p>○盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第59号 改正 略</p> <p>盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第11条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第12条 奨護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、特別奨護老人ホームに併設する入所定員が50人を超えない奨護老人ホーム（併設する特別奨護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該奨護老人ホームの効率的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を第三者に委託する奨護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(4) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備</p>	

改正後	改正前
<p>及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該奨護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>2 前項（第3号、第4号及び第5号に限る。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える奨護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者奨護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、2人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人を超えて15人又は15人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該奨護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>前項（第3号、第4号及び第5号に限る。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える奨護老人ホーム（以下この項において「視聴覚障害者奨護老人ホーム」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、2人に、入所者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p>	

改正後	改正前
<p>イ　主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア　常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上</p> <p>イ　支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>ア　入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>イ　入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>イ　主任生活相談員にあっては、生活相談員のうち、1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア　常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる支援員の数以上</p> <p>イ　支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>ア　入所者の数が100人を超えない視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上</p> <p>イ　入所者の数が100人を超える視聴覚障害者養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
3 前2項の入所者の数及び一般入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし、新たに設置する場合又は事業を再開する場合は、1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。	3 前2項の入所者の数及び一般入所者の数は、前年度の1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの平均値とする。ただし、新たに設置する場合又は事業を再開する場合は、1日当たりの入所者の数及び一般入所者の数のそれぞれの推定数による。
4 第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。	4 第1項、第2項_____、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施	6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該サテライト型養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該サテライト型養護老人ホーム以外の_____介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施

改正後	改正前
<p>設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がないものにおいては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができるものとし、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> <p>8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができます。</p> <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（認定特定施設入居者生活介護等の事業の人員、監修及び監督に関する基準等を定める条例附238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除</p>	<p>設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がないものにおいては、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができます。</p> <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム。</p>

改正後	改正前
<p>く。), 指定地域宿泊型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、賃借及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。</p> <p>12 第1項(第3号、第6号及び第7号に限る。)の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(5) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>第13条から第30条まで 略 附 則 略 附 則(平成30年条例第 号) この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>にあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。</p> <p>12 第1項(第3号、第6号及び第7号に限る。)の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>第13条から第30条まで 略 附 則 略 別表 略</p>

議案第 98 号

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

旅館業法（昭和23年法律第 138号）が改正され、旅館業の規制の緩和が図られたことから、営業者が施設について講すべき衛生措置の基準を改めるとともに、施設の構造設備の基準を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 営業者が施設について講すべき衛生措置の基準を次のとおり改める。
- ア 各室ごとに一定の照度を有することとする基準を、十分な照度を保つこととする基準に改める。
 - イ 客室の床が木造であるときは床下の通風を常に良好にしておくこととする基準を削る。
 - ウ 客室にはくず入れを備えておくこととする基準を削る。
 - エ 浴室に係る基準のうち、清潔な洗いおけ及び洗い椅子を備えておくこと並びに脱衣籠及び脱衣棚は常に清潔にしておくこととする基準を削る。
 - オ 洗面所に係る基準のうち、くず入れを備えておくこととする基準を削る。
 - カ 便所に係る基準のうち、くみ取便所にあっては防臭剤の散布等により常に防臭に努めることとする基準を削る。
 - キ 寝具類に係る基準のうち常時日光に当てることとする基準を、常に清潔にすることとする基準に改める。
 - ク 簡易宿所営業の客室の定員の基準である1人当たりの床面積を次のとおり改める。
【改正前】 1.5平方メートル
【改正後】 3平方メートル（階層式寝台を有する客室にあっては、 1.5平方メートル）
ケ 暖房設備に関する基準のうち、ガスを燃料とする暖房設備にあっては宿泊者の安全衛生が保持されていることを確認した後にガスの元栓を開放することとする基準を削る。
- (2) 卫生措置の基準の特例に係る規定を削る。
- (3) 施設の構造設備の基準を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略 <u>平成30年9月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市旅館業法施行条例 第1条から第3条まで 略 (営業者の講すべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講すべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 ア 換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。 イ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。</p> <p>(2) 採光 窓その他の開口部から 十分にすること。</p> <p>(3) 照明 十分な照度を保つこと。</p> <p>(4) 防湿 排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p>	<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略</p> <p>盛岡市旅館業法施行条例 第1条から第3条まで 略 (営業者の講すべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講すべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 ア 換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。 イ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。</p> <p>(2) 採光 窓その他の開口部を設け、採光を十分にすること。</p> <p>(3) 照明 ア 客室、応接室及び食堂 床面において40ルクス以上の照度を有すること。 イ 浴室、洗面所及び便所 床面において20ルクス以上の照度を有すること。 ウ 庫下及び防風 床面において10ルクス以上(深夜にあっては、5ルクス以上)の照度を有すること。</p> <p>(4) 防湿 ア 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。 イ 排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p>

改正後	改正前
<p>Ⅱ 浴室</p> <p>(ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。 (イ) 浴槽に直接に注入する湯水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。)から供給する湯水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 (ウ) 遠日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。 (エ) 浴槽(遠日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。 (オ) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、遠日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。 (カ) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。 (キ) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。 (ク) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。 (ケ) 浴槽に直接に注入する湯水(摂氏60度以上の湯水及び循環ろ過方式により還流される湯水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにすること。 (コ) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p>	<p>ア 客室には、くず入れを備えておくこと。</p> <p>Ⅱ 浴室</p> <p>(ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。 (イ) 浴槽に直接に注入する湯水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。)から供給する湯水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 (ウ) 遠日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。 (エ) 浴槽(遠日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。 (オ) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、遠日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。 (カ) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。 (キ) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。 (ク) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。 (ケ) 浴槽に直接に注入する湯水(摂氏60度以上の湯水及び循環ろ過方式により還流される湯水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにすること。 (コ) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>ウ 便所の手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。</u></p>	<p><u>(サ) 清潔な洗いおけ及び洗い椅子を備えておくこと。</u></p> <p><u>(シ) 脱衣帽及び脱衣箱は、常に清潔にしておくこと。</u></p>
<p><u>エ 寝具類は、常に清潔にし、敷布、枕カバー、布団カバー及び寝衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</u></p>	<p><u>ウ 洗面所</u></p> <p><u>(ア) 飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>(イ) くず入れを備えておくこと。</u></p>
<p><u>(6) その他の基準</u></p> <p><u>ア 客室の定員</u></p> <p>(ア) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて__1人</p> <p>(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積3平方メートル(防雨式客室を有する客室にあっては、1.5平方メートル)について__1人</p> <p><u>イ ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書きを掲示すること。</u></p>	<p><u>エ 便所</u></p> <p><u>(ア) くみ取便所にあっては、防臭剤の散布その他の方法により、常に防臭に努めること。</u></p> <p><u>(イ) 手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>オ 寝具類は、毎時日光に当て、敷布、枕カバー、布団カバー及び浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</u></p> <p><u>(6) その他の基準</u></p> <p><u>ア 客室の定員</u></p> <p>(ア) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて大人1人</p> <p>(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積1.5平方メートルについて大人1人</p> <p><u>イ 暖房設備</u></p>
<p><u>(水質検査の実施)</u></p> <p><u>第5条 営業者は、1年に1回(毎日使用型循環浴槽の湯水にあっては、1年5条 営業者は、1年に1回(毎日使用型循環浴槽の湯水にあっては、1</u></p>	<p><u>(ア) ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の安全衛生上必要な事項についての注意書きを掲示すること。</u></p> <p><u>(イ) ガスを燃料とする暖房設備にあっては、宿泊者の安全衛生が保持されていることを確認した後にガスの元栓を開閉すること。</u></p> <p><u>(水質検査の実施)</u></p>

改正後	改正前
<p>年に2回)以上、前条第5号ア(イ)の基準についての検査を行わなければならぬ。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により前条第5号ア(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。</p>	<p>年に2回)以上、前条第5号イ(イ)の基準についての検査を行わなければならぬ。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により前条第5号イ(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p><u>(衛生措置の基準の特例)</u></p> <p><u>第6条 和式の構造及び設備を主とする施設を設けて行う旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が渋しく不便な地域にあるもののその他特別の事情があると認められるものであつて規則で定めるものについては、第4条第3号及び第6号アに定める衛生措置の基準にかかわらず、規則で必要な特例を定める。</u></p> <p><u>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</u></p> <p><u>第7条 施設整備施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準(和式の構造及び設備を主とする施設を設けて行う旅館・ホテル営業の施設に係るものに限る。)は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 和式の構造設備による客室は、出入口及び窓を除き、当該客室と他の客室、廊下等との境を壁又は開閉できないふすま若しくは板戸とすること。</p> <p>(2) 浴室は、外部から直通しができない構造とし、上がり湯及び水を供給することができる設備を設けること。</p> <p>(3) 洗い場は、不透性材料(タイル、コンクリート等)が透水しないものをいう。以下同じ。)を用い、汚水だめ又は下水に通する設備を設けること。</p> <p>(4) 便所は、ねずみ、昆虫等の発生及びにおいての飛散を防ぐ構造とし、水洗式とすること。ただし、水洗式により難いときは、便所は、不透性材料を用いること。</p> <p><u>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</u></p> <p><u>第8条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前条各</u></p>

改正後	改正前
<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p><u>第6条 法第6条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>身に掲げるもののほか、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第9条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第10条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、次に掲げる施設については、第7条又は第8条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) キャンプ場、スキー場等において特定の季節に限り営業する施設</p> <p>(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの</p> <p>(3) 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p><u>第11条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成12年4月1日において旅館業法第3条第1項の規定による許可を受け、旅館業を営んでいた者（同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者を含む。）がその旅館業の用に供している施設について、当該許可を受けた者が引き継いで旅館業を営んでいる間（当該施設を改築し、又は増築するまでの間に限る。）は、第8条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 略</p>